

漏水減免制度の見直しについて

1. 現行の減免制度の概要

(1) 水道料金の要件 (瑞浪市水道料金漏水減免取扱要領)

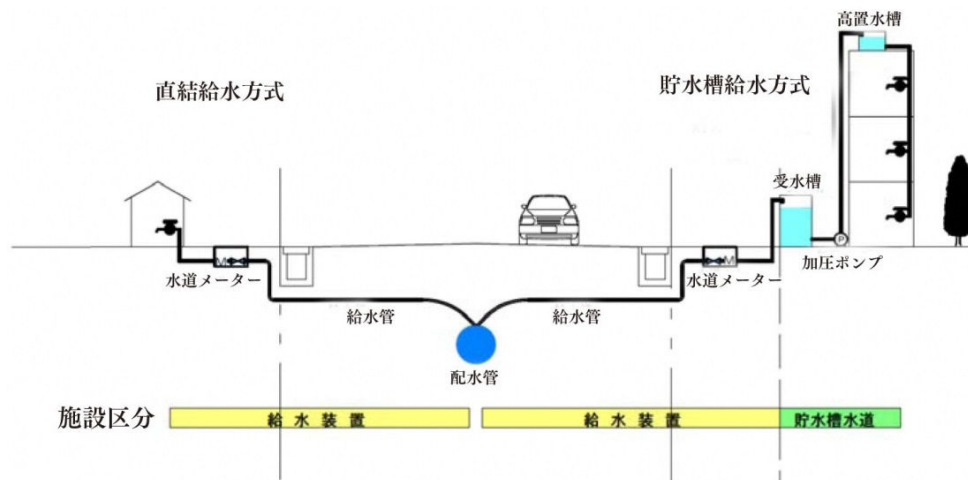
- ・ 善良な管理義務を果たしており、故意や過失ではないこと。
- ・ 発見後、速やかに市の指定工事事業者で修理すること。
- ・ 給水装置及び給水装置に類するものからの漏水であること。
- ・ 地下や構築物の内部の漏水で、容易に発見できないこと。

(2) 下水道使用料の要件 (瑞浪市下水道使用料の漏水に係る減免取扱要領)

- ・ 善良な管理義務を果たしており、故意や過失ではないこと。
- ・ 発見後、速やかに市の指定工事事業者で修理すること。
- ・ 下水道に明らかに流入していないこと。

2. 現行の減免制度の問題点

- (1) 給水装置に類するものとして、貯水槽水道の漏水を減免しているが、貯水槽水道は、水道法に定める給水装置ではなく、その管理責任は設置者にある。過去 3 年間の漏水減免金額の合計のうち、貯水槽水道における漏水の割合が高い。



- (2) 給湯器以降の漏水も減免しているが、機器の誤作動等により発見が容易である。また、給湯器等は、市の指定工事事業者ではない事業者が機器の設置を行うケースがある。
- (3) 漏水量による減免の適用除外要件がないため、微量の漏水にも減免事務が発生している。

- (4) 管の老朽化が著しい施設や貯水槽水道での漏水を何度も減免している。減免制度があることで、宅内配管の更新に対しマイナス効果が働く。
- (5) 「地下や構築物の内部」という表現が曖昧で、地下室や居住空間等も含むように解釈できる。

3. 改正するポイント

- (1) 貯水槽水道の管理責任を明確化するため、給水装置に類するものからの漏水を減免しない。(貯水槽以降の漏水は対象としない。)
- (2) 給湯器等の管理責任を明確化するため、給水用具以降の管からの漏水を減免しない。(給湯管からの漏水は対象としない。)
- (3) 少量の漏水を減免対象外とし、事務の効率化を図る。(漏水時の使用水量が前4ヶ月の平均水量の2倍に満たない場合は減免しない。)
- (4) 老朽管の更新を促すため、減免認定後3年以内の漏水の再発を減免しない。
- (5) 「地下や構築物の内部」という表現を「地中、床下、壁内」に変更する。

4. 今後のスケジュール

平成29年8月3日	・上下水道事業経営審議会へ報告
10月1日	・告示 ・ホームページ更新 ・指定給水装置工事/排水設備工事事業者へ通知

<参考1>平成26～28年度の水道料金減免実績による試算

過去3年間の水道料金の減免実績	103件	4,335千円
(1) 給水装置に類するものからの漏水	6件	2,430千円
(2) 給水用具以降の管からの漏水	15件	97千円
(3) 平均水量の2倍に満たない漏水	66件	2,049千円
(4) 3年以内に再発した漏水	4件	1,385千円
改正後の見込	32件	1,209千円

※(1)～(4)の複数の項目に該当する漏水があるため、差引は一致しない。